

## 1 補助対象者関係(要綱第2)

### 1 補助対象者

救急病院等を定める省令(昭和39年2月20日厚生省令第8号)に基づき知事が告示した救急病院又は救急診療所及び東京都周産期母子医療センター設置・運営要綱に定める総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター(以下「救急告示医療機関等」という。)の開設者

Q 1 - 1

要綱第2の補助対象者には、国立・公立が含まれますか？

A 1 - 1

国立病院(独立行政法人を含む)や公立病院(都立病院を含む)が含まれます。

## 2 対象経費関係(要綱第2)

(1) 補助対象者が運営する都内の救急告示医療機関等から他の医療機関に入院するために必要な転院搬送であること

Q 2 - 1

検査のために他の医療機関に搬送する場合は、転院搬送になりますか？

A 2 - 1

入院を必要としない検査目的の搬送は、本事業の転院搬送に該当しません。他の医療機関に入院するために必要な転院搬送が対象になります。

Q 2 - 2

対象となる転院搬送は、救急告示医療機関から出発することが必要ですか？

A 2 - 2

都内の救急告示医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターの患者が他の医療機関に転院搬送される場合に限りです。他の医療機関から自院への転院搬送は対象になりません。

Q 2 - 3

転院搬送先は、救急告示医療機関であることが必要ですか？

A 2 - 3

転院搬送先は入院医療機関であればよく、救急告示医療機関に限られません。

Q 2 - 4

自院から高齢者施設への搬送は対象になりますか？

A 2 - 4

高齢者施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など)や自宅への搬送は対象になりません。

Q 2 - 5

転院搬送先が、都外の医療機関である場合でも対象になりますか？

A 2 - 5

都外の医療機関へ転院搬送する場合も対象になります。

Q 2 - 6 (平成 29 年 12 月 20 日追記)

転院搬送先は、同一法人の医療機関である場合でも対象になりますか？

A 2 - 6

同一法人の医療機関へ転院搬送する場合も対象になります。

## (2) 補助対象者に所属する医師又は看護師が病状管理のために同乗していること

Q 2 - 7

同乗する医師又は看護師は、常勤職員に限られますか？

A 2 - 7

補助対象となる医療機関に所属する職員であれば、常勤・非常勤を問いません。

Q 2 - 8

研修医が同乗する転院搬送も対象になりますか？

A 2 - 8

対象になります。

Q 2 - 9

准看護師が同乗する転院搬送も対象になりますか？

A 2 - 9

対象になります。

Q 2 - 10

救急救命士が同乗する転院搬送も対象になりますか？

A 2 - 10

医師や看護師の同乗がなく、医師又は看護師の代替として救急救命士が同乗する場合は対象になりません。なお、自動車運転手は職種を問いません。

Q 2 - 11

医師や看護師とともに臨床工学技士（ME）が同乗した場合、臨床工学技士の人件費も対象になりますか？

A 2 - 11

対象になりません。自動車運転手以外の人件費は、職種が医師又は看護師に限られます。

Q 2 - 12

救命救急センターの運営のため、ドクターカーの運転手を確保する場合の補助金を受けていますが、本事業の補助対象になりますか？

A 2 - 1 2

他の補助事業により補助金の交付を受けた場合は、当該部分につき補助事業の対象経費とすることはできません。なお、救命救急センターを有する医療機関が、救命救急センター以外から転院搬送する場合は、補助対象となります。

Q 2 - 1 3 (平成 29 年 12 月 20 日追記)

医師や看護師がタクシー等で帰院した場合の費用（人件費やタクシー代）は、対象になりますか？

A 2 - 1 3

対象になりません。

**(3) 補助対象者又は東京消防庁の認定を受けた患者等搬送事業者が所有する患者等搬送車（都が東京DMA T 指定病院に貸与している災害時医療支援車両を含む）による転院搬送であること**

Q 2 - 1 4

補助対象者が有する患者等搬送車は緊急車両に限られますか？

A 2 - 1 4

患者の病状管理を適切に行うことができる搬送車両であれば、緊急車両に限りません。

Q 2 - 1 5 (平成 29 年 12 月 20 日追記)

他の医療機関が所有する患者等搬送車を使用する場合も補助対象になりますか？

A 2 - 1 5

補助対象になりません。自院が所有する患者等搬送車又は東京消防庁の認定を受けた患者等搬送事業者が所有する搬送車に限ります。

Q 2 - 1 6 (平成 29 年 12 月 20 日一部追記)

東京消防庁が認定する患者等搬送車（民間救急車）とは何ですか？

A 2 - 1 6

東京消防庁患者等搬送事業者認定表示制度の基準に適合し、東京消防庁認定事業者として認定を受けた事業者になります。

なお、東京消防庁が認定している患者等搬送事業者は、東京消防庁ホームページに掲載されています。

[http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/kyuu-adv/kanja-hansou/kanjahanso04\\_nintei.html](http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/kyuu-adv/kanja-hansou/kanjahanso04_nintei.html)

Q 2 - 1 7

東京DMA Tカーを転院搬送に活用する場合、都の協議が必要ですか？

A 2 - 1 7

必要ありません。

### 3 補助金交付関係(要綱第3)

Q 3 - 1 (平成 29 年 12 月 20 日追記)

別紙第 1 号様式の補助事業者名は病院名ですか？

A 3 - 1

補助事業者名欄には、法人所在地（病院所在地ではありません）、法人名、法人代表者名、法人代表者印が必要です。また、開設者が個人の場合には、個人住所地（病院所在地ではありません）、開設者氏名（病院名ではありません）、個人代表者印が必要です。

ただし、法人代表者が病院長を代理人と定め当該補助金に係る業務を委任する場合は、法人代表者印と受任者使用印を押印した委任状を都に提出し、補助事業者名欄には病院所在地、施設名、受任者職氏名、受任者使用印を押印することができます。

#### 1 別表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額、その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

Q 3 - 2

実支出額から控除する診療収入額とは何ですか？

A 3 - 2

補助対象者は、転院搬送に係る診療収入額を控除する必要があります。

なお、補助事業者が救急搬送診療料を受けた転院搬送は、補助事業者が負担する経費がなかったものとみなし、補助対象になりません。

Q 3 - 3

転院搬送を行った日の入院基本料は診療収入額に含まれますか？

A 3 - 3

入院基本料など転院搬送とは別の目的で受けた診療収入は、控除する必要がありません。

Q 3 - 4

その他の収入額とは何ですか？

A 3 - 4

患者から徴収した利用料など転院搬送を行うことによって補助事業者が受けた全ての収入をいいます。

## 4 基準額関係(要綱別表)

13,000円×対象となる転院搬送の回数

ただし、次に掲げる回数を上限(12月の場合)とする。

Q4-1

基準額とは何ですか？

A4-1

補助対象経費として認める上限額になります。

なお、補助金の交付額は、補助率2分の1を乗じた額になります。

Q4-2

1回あたり13,000円が補助対象経費の上限になりますか？

A4-2

1回あたり13,000円が補助対象経費の上限ではなく、「13,000×対象となる転院搬送の回数」により算出した額が補助対象経費の上限になります。

## 5 対象経費関係(要綱別表)

(1) 転院搬送に必要な医師、看護師及び自動車運転手の給与費又は次に定める給与費相当額

Q5-1

給与費は、個人別に算出する必要がありますか？

A5-1 (平成29年12月20日一部追記)

実績報告時には、個人別の時給単価により給与費を算出する必要があります。

交付申請時には、転院搬送に同乗する個人が特定できないため、職種別の平均時給単価等により積算することが可能です。

また、時給単価の算出が困難な場合は、別表に定める給与費相当額を適用することができます。(※Q6-2及びQ7-2も参照してください。)

Q5-2

給与費相当額とは何ですか？

A5-2

同乗した個人の時給単価の積算が困難な場合に適用する金額を給与費相当額としています。東京都が定める臨時職員賃金単価に基づき算出しています。

Q5-3

従事時間はどのように算出しますか？

A5-3

病院を出発してから帰院するまでの時間(分単位)を算出します。

(車両の移動時間だけでなく、転院先の滞在時間を含みます。)

(2) 転院搬送に使用する車両の運行に必要な需用費(消耗品費、燃料費、修繕費等)、  
役務費(自動車検査料、保険料、通信費等)、委託料、使用料及賃借料

Q 5 - 4

転院搬送中に使用した医療消耗品は補助対象に含まれますか？

A 5 - 4

診療収入や患者から徴収する利用料など他からの収入がなく、補助事業者が負担した消耗品費は対象に含みます。

Q 5 - 5

民間救急車を日単位で借上げている場合で、転院搬送とは別の目的(自宅から医療機関への搬送など)と併用して使用している場合でも申請できますか？

A 5 - 5

補助対象となる転院搬送分(補助事業者が使用した総走行距離のうち補助対象分の走行距離の按分割合に)について申請できます。

## 6 交付申請関係(要綱別紙第1号様式)

Q 6 - 1

別紙第1号様式による交付申請書の「その他参考となる資料」とは何ですか？

A 6 - 1

病院が所有する車両の概要や医師・看護師等の平均給与単価がわかる書類など

Q 6 - 2 (平成29年12月20日追記)

交付申請時には、給与費を個人別に算出することができませんが、どのように算出しますか？

A 6 - 2

交付申請時には、転院搬送に同乗する個人が特定できないため、病院の職種別の平均時給単価などの概算単価により積算することが可能です。また、別表に定める給与費相当額を適用することができます。

なお、交付申請額を超えて補助金を支出することはできませんので、積算にあたっては、適切に補助金所要額を算出してください。

## 7 実績報告関係(要綱別紙第2号様式)

Q 7 - 1

病院救急車や民間救急車の使用実績を確認するための書類は何ですか？

A 7 - 1

別紙様式(2-3)に定める転院搬送実績により確認を行います。

Q 7 - 2 (平成 29 年 12 月 20 日追記)

実績報告時には、給与費を個人別に算出することが必要ですか？

A 7 - 2

実績報告時には、実際に同乗した個人の時給単価により算出することになります。ただし、算出が困難な場合には、別表に定める給与費相当額を適用することができます。

Q 7 - 3 (平成 29 年 12 月 20 日追記)

実績報告書の補助金精算額は、交付申請書を超えて精算することができますか？

A 7 - 3

交付申請書に基づいて、都が決定した交付額(交付決定額)の範囲内で補助金を精算する必要があります。交付決定額を超えて補助金を請求することはできません。